

## 定款改正の経緯

制定改正日付	決議機関（決議日付）	改正事項	内 容	
<b>昭和22年9月20日</b>	<b>日本船舶機関士協会（任意団体）設立・発足</b>			
昭和23年4月14日	第1回臨時総会(S23.4.14)	第29条～第31条 第4条 第24条～第31条	会則の制定(全28条)	
昭和23年9月25日	第1回定時総会(S23.9.25)		分会の設置	
昭和24年3月12日	第2回臨時総会(S24.3.12)		特別会員を設ける	
昭和25年1月14日	第2回定時総会(S25.1.14)		本部・支部・分会の経費運用、 第25条～第31条の追補	
<b>昭和27年5月26日</b>	<b>社団法人 日本船舶機関士協会 発足</b>			
昭和27年5月26日	第4回臨時総会(S26.4.17)	「会則」を「定款」とする 第7条 第12条 第11条 第2条、第5条  第7条 第6条 第2条 第7条、第15条の2 第29条 第2条 第7条 第2条、第5条 第7条  第2条 第36条～第38条  第12条、第13条 第39条の2  <b>改正事項</b>	全面変更、定款の制定(全36条)	
昭和30年2月 3日	第2回定時総会(S29.5.29)		入会金・会費の改訂	
昭和30年7月30日	第3回定時総会(S30.5.28)		会長の選出方法の変更	
昭和31年7月 9日	第4回定時総会(S31.5.26)		専務理事を設ける	
昭和35年7月18日	第8回臨時総会(S35.5.28)		本部事務所所在地の変更、外国人 会員を設ける	
昭和39年5月18日	第11回定時総会(S38.5.25)		会費の改訂	
昭和40年12月10日	第13回定時総会(S40.5.29)		加入希望者の会費納入方法の変更	
昭和41年8月 6日	第14回定時総会(S41.5.28)		本部事務所所在地の変更	
昭和42年8月10日	第15回定時総会(S42.5.27)		入会金の改訂、賛助会員を設ける、 専門委員会を設ける	
昭和46年8月17日	第19回定時総会(S46.5.29)		本部事務所所在地の変更	
昭和50年8月29日	第23回定時総会(S50.5.24)		入会金・会費の改訂	
昭和50年8月29日	第23回定時総会(S50.5.24)		労働問題の研究・対処と会員の地位 向上・待遇の改善を図ることを 明文化、会費は規程で別に定める ことに変更	
昭和54年2月26日	第27回臨時総会(S53.12.10)		本部事務所所在地の変更	
昭和60年7月23日	第34回通常総会(S60.5.23)		基金助成に関連し、資金の構成と 管理をより明確に規定	
平成10年10月20日	第47回通常総会(H10.5.27)		「公益法人の設立認可及び指導監 督基準」の一部改正(H9.12.16閣議 決定)に伴う改正で役員を選出方法 及び定数の変更、長期借入金の承 認事項を新設	
<b>制定改正日付</b>	<b>決議機関（決議日付）</b>			<b>内 容</b>
平成12年7月 3日	第49回通常総会(H12.5.25)		第8条	民法の改正に伴う字句修正(禁治産 者、準禁治産者を修正)

平成 13 年 1 月 6 日	第 50 回通常総会(H13.5.25)	第 37 条の 2、 第 39 条の 2	省庁再編に伴う字句修正(運輸省→ 国土交通省) *事後承認
平成 19 年 6 月 27 日	第 56 回通常総会(H19.5.22)	全面変更	平成 18 年 6 月、現行の公益法人の 新制度への移行に関する制度「一 般社団法人及び一般財団法人に関 する法律及び公益社団法人及び公 益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律(略称:整備法)」制 定に伴い、対応準備として国土交 通省の標準モデル定款に合致させ る
平成 23 年 4 月 1 日	第 59 回通常総会(H22.5.26)	全面変更	一般社団法人移行認可に向けて全 面改訂、評議員制度廃止、代表理 事・業務執行理事を設ける、理事 数は 10 名以上 20 名以内、総会運営 規則・入退会規程の制定、役員の 職務権限の明確化
平成 23 年 4 月 1 日	一般社団法人 日本船舶機関士協会 設立		
平成 23 年 5 月 25 日	第 60 回通常総会(H23.5.25)	別紙 1 役員一覧(移 行理事・監事)変更	役員変更登記のみで、定款の改訂 はない